

## 2020年度緊急第1回役員会議事録

2020年4月1日

於：青葉会館

1、全国的に新型コロナウイルス感染症の拡大が続く状況を踏まえ、緊急に役員会を開催して現状認識と第53回総会の対応について相談した結果、

1) 現段階で自治連などは、「総会の短時間開催」としており、他の町内会で中止・延期、書面決議などの対応をしている町内会などはないが、白樺会総会参加対象者は比較的高齢者が多く、新型コロナウイルス感染症は高齢者にとって重大なリスクとされていること。

2) 白樺会の会則では、「総会は、…役員及び班ごとに選出された代議員（班長及び次期班長をいう）をもって構成し、構成員の3分の2の出席をもって成立する。」「定期総会は、毎年4月に開催する。」こととなっており、総会の中止は、民主的な運営が求められる町内会の性格上考えられないこと。

3) 一方、総会を延期しても、新型コロナウイルス感染症の終息がいつになるか見通せず、また、短時間開催も感染症への不安から中止を求める複数の意見が表明されていること、などから、今年は“超法規的措置”として「代議員」を対象に「書面議決」を行うこととして、議案書配布時に書面決議文書及び回収封筒を配布し、4月18日までに投函してもらうこととする。

なお、議決の集約は役員会で行い、過半数の賛成で承認されたものとし、その結果は第1回班長会議に報告することとするが、上記のような状況から4月は班長会議の開催を見送り、その間の行事などについては役員会で相談・実施することとする。

以上について、新型コロナウイルス感染症の拡大が続く状況を踏まえた、緊急かつ特例的な避難措置として行うものであることを確認・決定した。

## 2、その他

① 役員の任務分担について、基本的に前年度を踏襲するが、総務部長を鳥本副会長兼任から井上副会長兼任に、環境部担当を伝法会長から鳥本副会長に変更することを確認した。

② 定例班長会議について、2020年度の班長会議は、原則として毎月第4水曜日19時から（12月は第3水曜日）とすることを確認した。

③ マス花壇の花植えについて、事前の花壇整備など鳥本副会長が次回までに検討することとした。

④ 新入学児童へのお祝い贈呈について、石澤福祉部長が回覧を作成して対象者を把握することを確認した。

⑤ 自治連総会は、コロナウイルス感染症の心配もあり委任状対応もやむなしとすることを確認した。

(以上)